

# 少額投資非課税制度【愛称：NISA】について

NISAは英国のISA（Individual Savings Account）を参考に創設された制度で、毎年120万円を上限とする上場株式・公募株式投資信託等の新規購入分を対象に、その配当や譲渡益等を最長5年間、非課税にする制度です。

## ■ 上場株式・公募株式投資信託等の配当所得・譲渡所得に係る税制のイメージ

平成26年1月より

非課税口座

非課税

※平成28年から年間120万円まで購入可能

特定口座  
一般口座

税率 20.315%

## ■ 制度概要

制度対象者	口座開設年の1月1日時点で20歳以上の日本国内居住者
非課税対象	上場株式・公募株式投資信託等の配当や譲渡益等（当信用組合の取扱商品は公募株式投資信託のみです。）
非課税投資枠	毎年、新規投資額で120万円を上限（未利用枠の翌年以降の繰越はできません。）
非課税期間	5年間（期間終了後、新たな非課税枠への移行による継続保有が可能です。）
非課税投資総額	最大600万円（新規投資額で年間120万円×5年間） ※ 平成28年から5年間投資を行った場合の新規投資額
口座開設期間	平成26年から平成35年までの10年間
勘定設定期間	・平成26年1月1日～平成29年12月31日【基準日：平成25年1月1日】 ・平成30年1月1日～平成35年12月31日
口座開設	(1) 同一の勘定設定期間内における金融機関を1年毎に変更が可能です。 (2) 同一の勘定設定期間におけるNISA口座の再開設が可能です。 ※ (1)(2)とも既に公募株式投資信託等を購入した年については、その年内における金融機関の変更及びNISA口座の再開設はできません。
途中売却	自由（ただし、売却部分の枠の再利用はできません。）
口座移管	課税口座（特定口座・一般口座）から非課税口座への移管はできません。
損益通算等	課税口座（特定口座・一般口座）との損益通算や繰越控除はできません。

## ■ 制度イメージ

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	平成37年	平成38年	平成39年
勘定設定期間	平成26年	100万円													
	平成27年		100万円												
	平成28年			120万円											
	平成29年				120万円										
	平成30年					120万円									
勘定設定期間	平成31年						120万円								
	平成32年							120万円							
	平成33年								120万円						
	平成34年									120万円					
	平成35年										120万円				
	平成36年											120万円			

例えば、平成28年は平成27年に口座開設した金融機関とは別の金融機関に口座開設ができます。

非課税期間終了後は120万円を限度に翌年の非課税枠への移行が可能です。

非課税枠に移行しなかった場合、課税口座（特定口座・一般口座）に時価で払い出されます。

- 当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料は平成28年度税制改正に基づき作成しており、税法が改正された場合には、税率や制度が変更される場合があります。
- 当資料の記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。
- 投資信託のお申込みにあたっては、交付目論見書の内容を必ずご確認のうえ、お客さまご自身でご判断ください。

(平成28年8月)

# 投資信託の リスク

## 価格変動リスク

株式等の価格が上下に変動するリスクです。

## 金利変動リスク

景気や政策等によって金利が変動するリスクです。一般的に金利が上がると債券価格は下がり、金利が下がると債券価格は上がります。

## 信用リスク

発行体(国や企業等)の経営状態が、株価等の価格に影響を与えるリスクです。発行体の経営状態によって、発行している株式等の価格が変動します。

## 為替変動リスク

日本円と外国為替(ユーロ・ドル等)との交換レートが変動するリスクです。海外の株式等に投資する投資信託は、一般的に為替が円安になると収益が増加し、円高になると収益が減少します。

- ◆投資信託は、預金ではありません。
- ◆投資信託は、預金保険の対象ではありません。
- ◆投資信託は、預金と異なり元本および利回りの保証はありません。
- ◆当信用組合で取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ◆当信用組合は、ご購入・ご解約(換金)のお申込みについて取扱いを行っております。投資信託の設定運用は各運用会社が行います。
- ◆投資信託の運用による利益および損失は、投資信託をご購入いただいたお客さまに帰属します。
- ◆投資信託の基準価額は、組入れ有価証券(株式・債券等)の値動きにより変動しますので、投資元本を割り込む場合があります。
- ◆組入れ有価証券(株式・債券等)の価格等は、経済情勢・金利動向・その有価証券の発行者の信用状態の変化や、取引が十分な流動性のもとで行えない状況(流動性リスク)等により変動しますので、投資元本を割り込む場合があります。
- ◆外貨建て資産に投資するものは、この他に通貨の価格変動(為替変動リスク)により基準価額が変動しますので、投資元本を割り込む場合があります。



# 投資信託に係る費用

### 購入時の費用

購入手数料

### 運用費用

信託報酬  
その他費用※

### 換金・償還時の費用

信託財産留保額  
税金



◆投資信託のご購入から換金・償還までの間に直接または間接にご負担いただく費用には次のものがあります。

(当信用組合で販売中の追加型投資信託の上限を表示しています)。

- ・購入手数料(申込金額等に応じ、基準価額に対して、最大3.24%<消費税込>)
- ・信託報酬(信託財産の純資産総額に対して、最大年率1.944%<消費税込>)
- ・信託財産留保額(換金時の基準価額に対して、最大0.5%)
- ・監査費用・売買委託手数料等その他費用

実際の費用の種類・額および計算方法は、ファンドにより異なります。また、その保有期間・運用状況等により期中の手数料等が変動するファンドもありますので、事前に料率、上限額等をお示しすることができません。その詳細は、各ファンドの「交付目論見書」および「目論見書補完書面」でご確認ください。

◆当資料は当信用組合が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

◆投資信託のご購入に際しては、必ず最新の「交付目論見書」および「目論見書補完書面」により商品内容をご確認のうえ、ご自身で判断ください。

◆「交付目論見書」および「目論見書補完書面」は当信用組合の本支店の投資信託取扱窓口にてご用意しております。

■お申し込み・ご相談は

銚子商工信用組合

登録金融機関登録番号：関東財務局長(登金)第289号

本店所在地：〒288-0043 千葉県銚子市東芝町1-19

加入金融商品取引業協会：ありません

当信用組合への連絡方法：銚子商工信用組合 資金経理部 TEL.0479-22-5335